

【書類削減・簡素化の対象】  
監理技術者が監理技術者資格者証を提示した場合には、提出不要。

## 経 歴 書（主任技術者）

ふ り が な                      か ん と う   い ち ろ う  
氏   名                      関 東   一 郎                      押印不要

### 学 歴

年   月

### 職 歴

昭和56年 4月～昭和62年 3月                      丸の内建設株式会社  
昭和62年 9月～平成12年 5月                      新宿建設株式会社

### 資 格

昭和60年 2月                      1級建築士登録  
昭和61年 3月                      監理技術者資格取得

- 注 1 この様式は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハによる学歴、実務経験若しくは資格又は仕様書等で指定されている資格若しくは実務経験等を提示する際に使用する。
- 2 表題の（ ）内には、主任技術者等該当する技術者分類の名称を記入すること。
- 3 学歴欄には、建設業法による主任技術者等でその資格が建設業法第7条第2号のイによる場合等、求められる資格を有することを証するのに学歴を必要とする場合のみ記載すること。
- 4 職歴欄には、職歴を記載するとともに建設業法による主任技術者等はその資格に必要な実務経験について、仕様書等で必要な実務経験等が指定されている場合はその実務経験について、それぞれ記載すること。
- 5 主任技術者等（監理技術者を除く）は、資格欄にその資格に必要な資格者証、合格証明書、免許証等について、仕様書等で特に定められた資格がある場合にはその資格について、それぞれ記載すること。
- また、当該資格の証明書等の写しを添付すること。
- ただし、監理技術者資格者証による場合、実物を提示し監督員の確認を受けた場合には、資格者証の写しの添付は不要とする。
- 6 監理技術者は、原則として監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴）の実物を監督員に提示することとし、この経歴書の提出は不要とする。